

## (1) 申入れに至るまでの経緯

小矢部市議会において議員定数は、平成 22 年改選から 1 名減の 16 名として以来 15 年、議員定数 16 名を継続してきた。議員報酬については、平成 7 年に増額して以来 30 年、現行の月額 36 万円を継続してきた。

この間、人口減少をはじめ社会情勢は大きく変化した。また、価値観の多様化が進み、議会への若者・女性の参画がより求められる時代になった。さらに、少子高齢化や自然災害の頻発、行政の DX、GX など本市が抱える行政課題は複雑多様化、更に高度化している。現代社会においては、これらの社会構造の変化にいかに対応し、持続可能な行政運営を行っていくのか、深刻な問題である。これらの時代背景を鑑みると、小矢部市議会のもつ役割・機能は重要度を増している。

小矢部市議会では、議会力の強化を図るために令和 6 年 9 月定例会において 14 人の委員で構成する議会改革特別委員会（理事会：8 人）を設置し協議を重ねてきた。

また、市議会主催の議会報告会や市民フォーラムを開催し、民意を伺ってきた。

その結果、委員会より議長あてに、議員定数、議員報酬、政務活動費に関する中間報告書（答申書）を提出した。

中間報告書を受けて、議長より市長あてに、特別職報酬等審議会の開催の申入れをしたものである。

- ・ 令和 6 年 9 月 4 日（水） 議会改革特別委員会設置  
委員会 8 回開催、理事会 9 回開催
  
- ・ 令和 7 年 11 月 20 日（木） 「議会改革 中間報告書」の提出  
議長へ、議会改革特別委員会より「中間報告書」が提出される。
  
- ・ 令和 7 年 12 月 18 日（木） 議員定数削減に関する議案可決  
議員提出議案第 3 号「小矢部市議会の議員の定数を定める条例の一部改正」  
議員定数 現行 16 人 → 14 人（2 人削減）
  
- ・ 令和 8 年 1 月 5 日（月） 市長へ「議員報酬の見直しについて（申入れ）」の提出

## (2) 改定報酬額の根拠

中間報告書では、現行の月額 36 万円に対して、7 万円増額の月額 43 万円が望ましいとし、以下の根拠及び理由を挙げている。

区分	現行	見直し案
議員	360,000 円	430,000 円
議長	445,000 円	515,000 円
副議長	390,000 円	460,000 円

- ・平成 7 年当時に比べ、物価や賃金が上昇していること。
- ・議員の身分保障制度である議員年金が、平成 23 年 6 月に廃止されたこと。
- ・平成 10 年より費用弁償が廃止され、議員への負担が増加していること。
- ・市長等の特別職と異なり、退職金がないこと。
- ・若い世代が会社員を辞めて立候補し、議員活動に専念するためには、現行の月額 36 万円では難しいと考えること。
- ・世代を問わず、議員になろうとする者にとって決断できる報酬額である必要があること。
- ・近年、広報広聴機能の充実を図る中で、議会報告会や意見交換会の開催及び議会だよりの編集発行など議員が積極的に関わる機会が増え、議員活動の時間が増加傾向にあること。
- ・近年、議会のデジタル化や DX の中で、議員個人所有のパソコンやスマートフォンを議員活動に活用している現状があるが、政務活動費の対象にならず、個人の負担が増加していること。

(根拠) ■年齢 40 代 月額報酬 360,000 円

社会保険料 (約 83,000 円/月)、うち、雇用主負担額 41,500 円—①

現行の議員月額報酬 360,000 円 × 1.1 倍 = 396,000 円—②

(30 年間の消費者物価指数上昇率 1.1 倍)

① + ② ÷ 430,000 円 = 改定議員報酬額

※特別委員会では月額 7 万円の増額要望であったが、議長判断で 5 万円とした。

(消費者物価指数上昇率 1.18 倍 (424,800 円) と見込む。)

報酬総額 (現行 16 人、月額 36 万円) を超えない額としたもの。

### (3) 議員の活動日数の内訳、具体的な活動内容

#### 市議会の役割

市議会は、地方自治法に基づき、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される「議決機関」であり、主な役割は、市の条例制定・改正・廃止、予算・決算の認定、重要契約の締結など、市政の重要事項を審議・決定（議決）することである。

また、市長（執行機関）の業務を監視・チェックし、政策立案や提言を行う「住民の代表機関」でもある。

#### 小矢部市議会議員の活動状況

例：A 議員の場合

所属：総務産業建設常任委員会（委員長）、総合計画・新庁舎建設特別委員会  
議会運営委員会、議会改革特別委員会・同理事会  
広報広聴委員会（広報部会）、決算・予算特別委員会  
砺波地域消防組合議会、市交通対策、市都市計画審議会  
クロスランドおやべ理事会

**令和6年度 「年間登庁日数：144日」・「年間公務件数：153件」**

#### ☆本会議・委員会等の開催状況について（小矢部市議会主催）

本会議(定例会)	年4回	会期日数:70日間/年
臨時会	年1回	
常任委員会(閉会中)	年7回	定例会中会議除く
特別委員会(閉会中)	年6回	定例会中会議除く
議会運営委員会	年7回	定例会中会議除く
決算特別委員会	年3回	定例会中会議除く
↓以下、近年、増加した公務		
議会改革特別委員会・理事会	年2回	
広報広聴委員会・部会	年20回	
全員協議会(閉会中)	年8回	定例会中除く(原則、毎月)
議員懇談会	年5回	
議会報告会	年1回	

- ・常任委員会の正副委員長は、委員会開催前に付託された議案や報告事項についての事前打合わせを行う（年11回 定例会・閉会中含む）
- ・議会だより（年4回発行）に関しては、近年、特集ページを新設し、そのページは取材から構成までを広報部会が行っている。

※なお、上記のほか、砺波地域消防組合議会等の他組織の会議・行事等がある。

## 近年の小矢部市議会の傾向・動き

※近年、議会の広報広聴機能の充実を図る中で、議会報告会や意見交換会の開催、及び議会だよりの編集発行など、議員が積極的に関わる機会が増え、議員活動の時間が増加傾向にある。

※議員としての資質向上のための各種勉強会、研修会等にも積極的に参加している。

※地域等の活動や市民等からの多岐にわたる要望対応については、目に見えない活動ではあるが、積極的に対応している。

※議会のあるべき姿を目指すため、引き続き、議会改革に取り組む必要がある。

小矢部市議会が目指す「議会のあるべき姿」

- ・一人ひとりの議員の資質が高く、政策提言力のある議会
- ・住民の多様性を反映できる、多様性のある議会
- ・開かれた議会であり、市民が参加できる議会

※議長に関しては、原則、毎日、登庁している。

## 具体的な活動内容

市長（執行機関）から提案される条例制定・改正・廃止、予算・決算などの議案について、本会議や委員会等において審議し、議決を行っている。

また、毎月開催している全員協議会や閉会中に開催する常任委員会及び特別委員会においても執行機関の業務を監視・チェックしている。

市民等からの要望、陳情や請願などについては、内容の調査のために勉強会を開催するなどし、その要望等に対し適切な対応をしている。（市当局への申入れや国等に対し意見書を提出する。など）

議会基本条例に基づき、市議会の広報広聴機能の充実を図るため、議会だよりを年4回発行し、議会報告会は年に1回、各種団体等との意見交換会も随時、開催している。

議員個人の資質向上のため、各種研修会等にも参加している。

#### (4) 政務活動費の使途、執行状況等

##### ●政務活動費の使途及び執行状況について

本市では、政務活動費を議員個人に、1人当たり月額2万円とし、年間24万円を2回（4月、10月）に分け、交付している。

なお、政務活動費の交付・支出状況は市HPで個人ごとに詳細を公表している。

##### 令和6年度 政務活動費の使途及び執行状況

項目	内容	支出構成割合
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 主なもの：書籍、新聞等の購入費 等	54.1%
調査研究費	議員が行う市の事務及び地方行政等に関する調査研究並びに調査委託に関する経費 主なもの：会派先進地視察費、タブレット通信料 等	24.6%
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 主なもの：市政報告や会派広報誌の印刷費 等	19.1%
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 主なもの：研修会参加費 等	2.2%
交付対象経費 3,660,000円		3,278,233円 <b>執行率 89.6%</b>

#### (5) 議員定数の考え方

小矢部市の人口が減少し続けていること、また市民の声として議員定数の減を求める声大きいことを鑑みれば、議員定数は減とすべきという結論に至った。なお、委員会を基本とした議会運営を行うためには、活発な委員会活動ができるように1つの委員会には7名以上が望ましく、また、行政課題が複雑化や多様化、高度化している中では、最低2つの常任委員会を設けることが望ましいと考える。そのため、議員7名で構成する2つの常任委員会を設置するためには、14名の議員が必要であるという結論に至った。